

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度取組	令和7年度取組予定
1	P3	○ 総合的な支援を行う調整役の設置 犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」に配置し、被害を受けた直後から被害者等の状況に応じた寄り添った支援を実施します。	消費者政策課	徳島被害者支援センターに「支援コーディネーター」を配置した。 ※配置基準：1名相当 ※センターの相談員から任命 ※支援コーディネーターの主な業務内容 ・犯罪被害者等からの相談対応、支援計画案の検討・作成 ・県の総合的対応窓口と連携し、各関係機関との連絡調整 ・各専門的相談機関等への付添い・照会	引き続き、徳島被害者支援センターに「支援コーディネーター」を配置する。
2	P3	(1) 総合的な支援体制の確立 ○ 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会による関係団体の連携強化 県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」の運用により、関係団体の現状報告や情報交換、担当者による実務研修などの実施により、担当者間の関係づくりに努め、支援を行う上での連携強化に繋がります。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 (連絡協議会事務局)	7月22日に協議会総会を開催し、「多数の死傷者が発生した交通事故における被害者等への支援」について検討した。また、11月27日にはイオンモール徳島において被害者支援広報キャンペーンを実施した。	引き続き総会及びキャンペーンを実施するとともに、重大事案発生時を想定した訓練を実施する。
3	P3	○ 市町村の相談体制の強化 各市町村の総合的対応窓口に対し、犯罪被害者等支援施策に関する定期的な情報提供を行うとともに、相互連携を推進していくための情報交換会や担当職員への研修会を実施するなど連携強化に向けた取り組みを実施します。 また、県内全体で犯罪被害者等支援を進めるため、各市町村における条例制定などの取り組みを支援します。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	(1) 市町村条例制定促進会議の開催 (R6.6.13)：国や他県の動向、県条例・推進計画、警察における犯罪被害者支援制度及び自治体との連携について情報共有 (2) 犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会の開催 (R7.2.5・徳島被害者支援センターへの委託事業)：市町村で条例をつくる意味に関する講義及びグループワーク (講師：明石市役所政策局次長・能登啓元氏) (3) 県及び県警察から条例未制定市町村への働き掛け実施。また、警察庁や関係機関からの情報を随時市町村へ提供。警察においても、条例制定に向け、適宜情報交換を実施。	(1) 市町村条例制定促進会議の開催 引き続き、条例制定の意義、先進自治体の取組等に関して理解を深めるとともに、県内市町村の状況について共有を図る。 (2) 市町村の担当者等を対象に、相談対応能力の向上及び関係機関の連携強化を目的とした研修会を開催 (徳島被害者支援センターへの委託事業) (3) 引き続き、県内の条例未制定市町村への働き掛けや、情報提供・情報交換を実施

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
4	P4	○ 市町村、県警察、民間支援団体との相互連携の促進 市町村の総合的対応窓口や県警察、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」との情報交換会等を通して連携強化を行い、必要な支援を途切れることなく受けられる体制づくりを行います。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	県と県警察、徳島被害者支援センターで、随時情報共有を図り、被害者支援の充実に努めた。また、会議の開催や随時の情報提供により、市町村との連携を強化した。 県警察は、犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し、本年度(4月～1月)、7件の情報提供を実施。県も、支援コーディネーターの配置により連携を強化した。	県、県警察、徳島被害者支援センターとの三者において、引き続き連携を密にする。また、市町村の窓口担当とも積極的に情報共有を図る。
5	P4	○ 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合に対応するため、「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」や関係課が連携・協力して当該事案に対応する体制づくりを行います。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課(連絡協議会事務局)	日本DMORT(災害死亡者家族支援チーム)と「事件等発生時における被害者等の支援に関する協定」を令和5年3月に締結した。 県警察では令和5年度に引き続き、令和6年度においても徳島県「警察・医師会・歯科医師会」合同災害時遺体対応訓練において、日本DMORT(災害死亡者家族支援チーム)と遺族対応訓練を実施した。	重大事案発生時を想定した訓練を実施する予定である。
6	P4	○ 他の地方公共団体等との支援に必要な情報共有 県内で発生した犯罪等により被害者となった県外に住所地を有する方に対して、必要な支援を受けられるようにするため、当該住所地の地方公共団体や早期援助団体等と支援に必要な情報共有が行えるよう、実施方法の検討を行います。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	・他県の被害者支援の総合的対応窓口、支援の内容等について、情報収集を行った。 ・県警察では、県外の早期援助団体とは当該団体の都道府県警察を通じて必要な情報共有を行っている。令和6年度においては三好市発生の事案について、かがわ被害者支援センターと連携して支援を行った。	引き続き、情報収集を行うとともに、必要な情報共有を行うよう運用する。
7	P4	○ 警察職員による指定被害者支援要員制度の活用 対象事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な情報提供等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介します。	県警犯罪被害者支援室	精神的被害の大きい事件・事故の発生直後から各署の「被害者支援要員」が被害者等に付き添って、そのニーズに対応した支援活動を実施。本年度は169人の職員を指定し、4月～12月までの間に105件の事案において、291回の支援を実施。支援の内容は、事件の情報提供、病院への付添い及び医療費一部の公費負担、早期援助団体への情報提供、弁護士の紹介、裁判への付添いなど。	引き続き適切な運用に努める。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
8	P5	○ 総合的対応窓口の設置 県の「総合的対応窓口」として、被害に遭われた方が早期に元の生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」とともに被害者支援の核として関係機関との調整や必要な情報提供を行います。	消費者政策課	県消費者政策課内に設置している「総合的対応窓口」と徳島被害者支援センターに配置した支援コーディネーターとの連携体制を整えた。	支援コーディネーターと一体となり「総合的対応窓口」において、関係機関との調整や必要な情報提供を実施。
9	P5	○ 相談時の負担軽減 被害者等が各関係機関などで相談等を行う際に、被害について何度も話をするなどの精神的負担の軽減を図るため、被害内容など相談機関で必要な事項を記載しておくことができるほか支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、被害者等へ配布します。	消費者政策課	徳島被害者支援センター等と連携し、作成した被害者支援ノートを研修会等の機会を通じて啓発を図った。 ※ノートの主な項目 困りごとや支援者のリスト、被害に遭ったときや事件・事故後の記録、相談窓口や支援制度	引き続き、作成したノートの有効な活用方法など、研修会等の機会を通じて啓発を図る。
10	P5	(2)相談及び情報の提供等 ○ 警察における相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110」、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。	県警犯罪被害者支援室	全国統一の相談専用電話「#9110」や性犯罪被害に特化した相談電話「#8103（ハートさん）」は設置済みであり、令和元年から「#8103（ハートさん）」はフリーダイヤルとして運用している。	引き続き充実した運用に努める。
11	P5	イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、勤務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を行います。	県警犯罪被害者支援室	令和6年中における被害者支援の相談電話は81件、うち性犯罪被害相談電話の相談は57件で、適切な相談対応を行った。	引き続き適切な運用に努める。
12	P5	ウ 支援の内容や窓口などに関する情報をホームページや啓発資材等を活用した様々な方法で周知を図るほか、わかりやすく情報提供するため、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付します。	県警犯罪被害者支援室	各種キャンペーンやデジタルサイネージを活用し、支援窓口や「#8103（ハートさん）」等相談電話の広報を行った。また「被害者の手引」も各年毎に改訂し、犯罪被害者へ情報提供を行っている。	広報啓発資料については必要なアップデートを行い、更なる周知を図る。
13	P6	エ 犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	県警地域課	交番等の地域警察官が行う巡回連絡活動を通じて各家庭、事業所等を訪問し、犯罪拡大防止のための情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を実施した。	交番等の地域警察官が行う巡回連絡を通じて各家庭、事業所等を訪問し、犯罪拡大防止のための情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を実施する。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
14	P6	<p>○ 警察における相談体制の充実 少年サポートセンターや警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。 また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。</p>	県警少年女性安全対策課	<p>警察本部および各署の少年サポートセンター勤務員や警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応した。 また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話を記載した広報カードやチラシを作成し、小・中・高校に配布し、被害少年が相談しやすい環境の充実を図った。</p>	<p>警察本部および各署の少年サポートセンター勤務員や警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応を行う。 また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。</p>
15	P6	(2) 相談及び情報の提供等 <p>○ 性暴力被害にかかる相談対応 性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」において、24時間365日受付の電話相談や面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。</p>	男女参画・人権課	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日受付の電話相談、面接相談、付添い、情報提供等の支援 ・産婦人科医療・法律相談、カウンセリング等の公費負担による支援 ・性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8891）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布 ・相談件数 250件（R7.1月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日受付の電話相談、面接相談、付添い、情報提供等の支援 ・産婦人科医療・法律相談、カウンセリング等の公費負担による支援 ・性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8891）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布
16	P6	<p>○ 配偶者等による暴力（DV）被害にかかる相談対応 こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力（DV）被害に悩む方の法律やこころの悩みについて相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言や警察等への同行支援を行います。</p>	男女参画・人権課	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与 ・DV及び性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8008）の周知を図るため、県ホームページやラジオ、SNSにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布 ・相談件数 1、245件（R6.12月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与 ・DV及び性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8008）の周知を図るため、県ホームページやラジオ、SNSにより広報するとともに、該当啓発やパネル展等で啓発資料を配布

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
17	P6	○ 児童虐待にかかる相談対応 こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、関係機関との連携をより強化し、適切な対応・支援を行います。	青少年・こども家庭課	相談強化のため、 ・24時間365日の受付体制確保のため、虐待対応協力員を配置 ・SNS相談「親子のための相談LINE相談」を継続 児童相談所の体制強化のため、 児童相談所業務のデジタル化やオンライン協議体制の充実 関係機関との連携強化のため、 ・児童相談所と市町村合同での研修の実施 ・児童相談所、検察庁、警察の3者による連絡会議の開催 ・逮捕事案時における共同面接の実施 ・要保護児童対策地域協議会への支援 ・県児童虐待防止対策会議の開催 などを実施した。	・24時間365日の受付体制確保のため、虐待対応協力員を配置 ・SNS相談「親子のための相談LINE相談」を継続 児童相談所の体制強化のため、 児童相談所業務のデジタル化やオンライン協議体制の充実 関係機関との連携強化のため、 ・児童相談所と市町村合同での研修の実施 ・児童相談所、検察庁、警察の3者による連絡会議の開催 ・逮捕事案時における共同面接の実施 ・要保護児童対策地域協議会への支援 ・県児童虐待防止対策会議の開催 などを実施する。
18	P6	(2) 相談及び情報の提供等 ○ 学校における相談体制の充実 総合教育センターにおいて、犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対する相談技法の研修講座の開設等必要な施策を行い、相談体制を充実します。	いじめ・不登校対策課 総合教育センター	総合教育センターにおいて、以下の研修の中で、教育相談に関する研修を行った。 ①特別支援学級担任者研修会 ②学校カウンセリングゼミナール ③フレッシュ研修Ⅰ ④通級による指導担当者研修会	引き続き、総合教育センターにおいて、教育相談に関する研修を行う。また、電話・来所・メール等による相談内容に応じて、適切な関係機関や団体の紹介を行う。
19	P7	○ 消費生活相談にかかる対応 全国共通の消費者ホットライン「188」により、消費生活相談員が電話、面接により相談を受け、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行います。	消費者政策課	消費生活相談員が電話や面接、メール及びLINEにより消費生活に関する相談を受け、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行った。	引き続き、消費生活相談員が電話や面接、メール及びLINEによる消費生活相談を実施し、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行う。
20	P7	○ 交通事故にかかる相談対応 交通事故相談所において、交通専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行います。	消費者政策課	県庁に設置している交通事故相談所において、専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行うとともに、交通事故防止に係る広報・啓発を行った。	引き続き、交通事故相談所において、専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行うとともに、交通事故防止に係る広報・啓発を行う。
21	P7	○ 人権にかかる相談対応 人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、人権問題に対処するため弁護士及び人権擁護委員による面接や電話での相談に応じるとともに、弁護士によるインターネット上の人権侵害相談にも応じます。 また、必要な場合は適切な関係機関を紹介します。	男女参画・人権課	1月末時点で、弁護士による人権相談を9回、人権擁護委員による人権相談を20回実施した。	引き続き、弁護士および人権擁護委員による人権相談を実施する。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
22	P7	(2) 相談及び情報の提供等			
		○ 多言語相談窓口における外国人への相談対応 「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置し、外国人の相談に対応するとともに、必要に応じて適切な関係機関を紹介いたします。	国際交流室	「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置し、英語、中国語、ベトナム語の相談員を配置するとともに、21言語に対応した4者間電話通訳システムを導入し、外国人からの様々な生活相談に係る行政機関等と連携し、対応している。	引き続き「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置するとともに、外国人住民が抱える専門的な問題に対応するため、専門機関と連携した相談会を実施する。
23	P8				
		○ 市町村や関係機関の担当職員に対する研修会の開催 市町村や関係機関の支援に従事する担当職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を図ります。	消費者政策課	犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会を開催した。(R7.2.5開催・徳島被害者支援センターへの委託事業) ※会場：アスティとくしま ※参加者数：22名(市町村の総合的対応窓口担当者、徳島県被害者支援連絡協議会会員) ※研修内容：市町村が条例をつくる意味に関する講演及びグループワーク ※講師：明石市政策局次長・能登啓元氏	市町村や関係機関の担当者を対象に、相談対応能力の向上及び関係機関の連携強化を目的とした研修会を開催(徳島被害者支援センターへの委託事業)
24	P8	(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成			
		○ 若手支援人材の養成 大学生などへのボランティア等の養成講習などにより、支援人材の養成を図ります。	消費者政策課	「被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。(R6.10.6開催・徳島被害者支援センターへの委託事業) ※会場：センチュリープラザホテル ※参加者数：15名 ※研修内容：被害者支援に関する講義・演習	大学生等を対象に、支援人材育成講座を開催(徳島被害者支援センターへの委託事業)
25	P8				
		○ 警察における職員研修の実施 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした各種教養時に、犯罪被害者等支援の意義、再被害及び二次被害を防止するための配慮、犯罪被害者等支援団体との連携に関する教養を行います。	県警犯罪被害者支援室	警察においては、警察学校において各種教養(採用時の教養(初任科)、昇任時の教養(巡査部長任用科、警部補任用科)、捜査に従事する者の教養(刑事任用科等))を行っているが、いずれの課程においても被害者支援の教養(授業)を行っている。	引き続き必要な職員研修を実施する。
26	P8				
		○ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援 犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対するの助言や講師派遣等の協力を行います。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターが開催した「支援活動員養成講座」に、講師の派遣を行った。	引き続き犯罪被害者支援団体が行う研修等には積極的に協力を行う。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
27	P9	(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成	青少年・子ども家庭課	児童相談所と市町村が合同で、義務研修に加え、特に重要なスキルである家族面接技術、ケースマネジメント技術等に特化した研修を実施し、児童相談所職員の複雑多様化する児童虐待等への対応スキルの向上につながった。	引き続き、児童相談所と市町村が合同で、義務研修に加え、家族面接技術やケースマネジメント技術など専門性強化研修を実施し、職員のスキルの向上につなげる。
28	P10	(4) 民間支援団体の活動の促進	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターの財政基盤の確立のため、機関誌や部内掲示版を活用し、賛助会員入会の依頼などを積極的に行った。また、支援に必要な情報共有も積極的実施した。	引き続き積極的な財政的援助の充実に努めるとともに、必要な連携を行う。
29	P10	民間支援団体の活動の促進	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課	ホームページやチラシにより、徳島被害者支援センターの活動を取り上げるなどして、広く県民に周知した。	引き続き活動の支援に努める。
30	P10	民間支援団体の活動の促進	県警犯罪被害者支援室	犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し、4月～1月に7件の情報提供を行った。	引き続き早期援助団体の意義の周知に努め、積極的に情報提供を行うよう努める。

	計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
31	P10	(4) 民間支援団体の活動の促進	○ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援【再掲】 犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力をを行います。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターが開催した「支援活動員養成講座」に、講師の派遣を行った。【1-(3)26再掲】	引き続き犯罪被害者支援団体が行う研修等には積極的に協力をを行う。【1-(3)26再掲】
32	P13		○ 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協同等【再掲】 犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。	県警犯罪被害者支援室	犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し、7件の情報提供を行った。【1-(4)30再掲】	引き続き早期援助団体の意義の周知に努め、積極的に情報提供を行うよう努める。【1-(4)30再掲】
33	P13	(5) 個人情報の適切な管理	○ 犯罪被害者等に関する情報の保護 民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターに対しては、犯罪被害者等早期援助団体職員には法律上の守秘義務があること及びセンターの情報管理規程を厳守すること指導した。	引き続き適宜指導を行う。
34	P13		○ 犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図ります。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 等	個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するよう自ら努めるとともに関係者に適宜指導した。	引き続き個人情報を適切に管理するよう努めるとともに関係者に適宜指導する。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
35	P14	○ 犯罪被害給付制度の周知、早期裁定 犯罪被害給付制度について、ホームページやチラシ等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な情報提供を行います。 また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を少しでも早めるため、犯罪被害者給付金の早期裁定を目指します。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～1月）は犯罪被害者制度の申請はなかったが、重傷病給付1件、障害給付1件の給付裁定を行った。また、給付制度の対象となり得る対象者には漏れなく制度の教示を行い、犯罪被害者週間等を利用し、制度についての周知も図った。	対象者には引き続き漏れの無い教示を行うとともに、申請を受けた際は早期の裁定に努める。
36	P14	○ 警察による公費支出制度（医療費、カウンセリング費用等）の周知 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、公費支出制度により、医療費、カウンセリング費用、ハウスクリーニングに要する費用等の一部を公費で負担します。また、制度の積極的な運用及びその周知を行います。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は、12件、11万880円の医療費公費負担を実施した。カウンセリング費用については7件、12万7千270円の公費負担を実施した。ハウスクリーニング費用の公費負担は無かった。	部内の教養資料等により制度の周知の徹底を図るとともに、ホームページ、「被害者の手引」等により部外にも各種機会を利用して周知する。
37	P14	(1) 経済的負担の軽減 ○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 ア 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。	男女参画・人権課	性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行った。	引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。
38	P14	○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は、性犯罪については、8件、9万9千210円の公費負担を実施した。	引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。
39	P15	○ 「犯罪被害遺児等」に対する支援 犯罪により、父母等が死亡又は著しい後遺症を存することとなった「犯罪被害遺児等」に対し、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」制度を創設します。	消費者政策課	「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」を創設した。（R3年度） <制度の概要> ※基準日（1月1日）時点で県内に住所を有している18歳未満の犯罪被害遺児等 ※給付額 遺児等1人につき年額12万円	応援金により遺児等を支援するとともに、徳島県交通遺児育成会等と連携し、制度の周知に努める。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
40	P15	○ 専門的知識を要する相談に対する支援 弁護士等による法律相談をはじめ専門的な知識を要する相談について、必要に応じてその相談にかかる費用を、徳島被害者支援センターを通じて支援します。	消費者政策課	徳島被害者支援センターへの委託により、法律相談をはじめとする専門的知識を要する相談にかかる費用を支援した。 ※原則1事案につき11,000円まで ※実績：44件（R7.2.26現在）	引き続き、徳島被害者支援センターへの委託により、法律相談をはじめとする専門的知識を要する相談にかかる費用を支援する。 ※原則1事案につき11,000円まで ※予算額：R7 440千円
41	P15	○ 損害賠償請求制度等に関する情報提供 損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について、周知に努めます。	県警犯罪被害者支援室	損害賠償請求制度等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
42	P15	(1) 経済的負担の軽減 ○ 福祉・生活関連サービス等に関する情報提供 犯罪被害者等がおかれた状況に応じて利用することができる、生活福祉資金貸付制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種福祉サービスや支援制度の情報を提供します。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 等	福祉・生活関連サービス等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
43	P15	○ 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携 犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる場合については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。	県警犯罪被害者支援室	支援金支給事業の対象となる事案が無かった。	支援金支給事業の対象となる事案が発生した際には、緊密に連携し、被害者の救済に努める。
44	P17	(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ○ カウンセリング支援の周知・充実 警察において、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は被害者支援室において63件の相談に対応した。カウンセリング費用については7件、12万7千270円の公費負担を実施した。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
45	P17	○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知【再掲】 ア 性暴力被害者支援センター「よりその樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担や公認心理師、臨床心理士によるカウンセリング、法律相談を行うとともに、警察への付添い等の支援を行います。	男女参画・人権課	性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行った。【2-(1)37再掲】	引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。【2-(1)37再掲】

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
46	P17	○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知【再掲】 イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は、性犯罪については、8件、9万9千210円の公費負担を実施した。【2-(1)38再掲】	引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。【2-(1)38再掲】
47	P17	○ 配偶者等による暴力（DV）被害者等への対応 こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話、面接による相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言を行います。	男女参画・人権課	・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与	・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与
48	P17	○ 児童虐待への対応 こども女性相談センターにおいて、保護者、児童の相談に応じるとともに、必要に応じてカウンセリングや児童の心のケアを行います。	青少年・こども家庭課	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図った。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修を実施した。	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図る。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施する。
49	P18	○ 学校におけるカウンセリング体制の充実 総合教育センターにおいて、児童生徒や保護者、教職員等からの相談に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。	いじめ・不登校対策課 総合教育センター	・総合教育センターにおいて、幼児児童生徒、保護者、教職員等を対象に、教育相談（来所・電話・メール）を実施した。 ・総合教育センターにオンラインカウンセリング担当カウンセラーを配置した。 ・学校、教育支援センターからの要請により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を構築した。	・総合教育センターにおいて、幼児児童生徒、保護者、教職員等を対象に、教育相談（来所・電話・メール）を実施する。 ・総合教育センターにオンラインカウンセリング担当カウンセラーを配置する。 ・学校や教育支援センターからの要請により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整える。
50	P18	○ 福祉・生活関連サービス等に関する情報提供【再掲】 犯罪被害者等がおかれた状況に応じて利用することができる、生活福祉資金貸付制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種福祉サービスや支援制度の情報を提供します。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 等	福祉・生活関連サービス等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。【2-(1)42再掲】	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。【2-(1)42再掲】
51	P19	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。	県警刑事企画課	事件主管課及び他県警と連携して、特定通報者登録システムへの登録、警戒措置を実施するなどして、再被害防止に努めている。加害者の居住地を管轄する警察署の、加害者方への巡回連絡の実施内容を教示してもらうなど、他県警察との情報共有を図っている。	再被害防止対象者の意向に沿って、緊急通報装置の貸与、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。加害者の情報の更新（使用車両など）を随時行い、対象車両のN登録を実施すると共に、万が一保護対象者の居住県に流入した際には迅速に当該情報を対象者方の管轄署に伝えるなど、実効性のある対応を図ります。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
52	P19	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 イ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、最適な保護対策を推進します。	県警捜査第二課	暴力団等から被害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を防止するため、対象者の居住先等を管轄する警察署を中心に関係先の警戒に従事したほか、対象者に対する連絡体制を構築して対象者の保護に努めました。	前年度と同様に、対象者を認めた場合には適切な措置が講じられるよう対応します。
53	P19	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 ウ 必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。	県警刑事企画課、捜査第二課	事件主管課と連携しつつ、再被害防止対象者の意向を尊重して再被害防止措置の延長を実施しており、関係機関及び他県警と連携して再被害防止の措置を図っている。保護対象者から、緊急時に110番通報があった場合、迅速な対応が出来るよう特定通報者登録システムに登録して有事に備えるなどの対策を講じた。	同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を適時適切に再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。保護対象者を認めた場合には適切な措置が講じられるよう対応します。
54	P19	(3) 安全の確保 ○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 ア 性暴力、配偶者等による暴力（DV）被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。	県警少年女性安全対策課	令和6年11月「女性に対する暴力をなくす運動」、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間中に、警察ボランティアなどの参加を得て、各種相談窓口の周知等啓発活動を行った。また、年間を通し、人身安全関連事案についてこども女性相談センター等関係機関と緊密に連携し、情報共有を図って被害者の再被害を防止した。	性暴力、配偶者等による暴力（DV）被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応する。
			男女参画・人権課	・ 困難な問題を抱える女性等支援調整会議の開催（R7.1）：困難な問題を抱える女性やDV被害者支援に関する情報交換や協議等を行い、連携体制を強化 ・ DV被害者支援ネットワーク研修会の開催（中央・南部・西部こども女性相談センターで圏域ごとに実施） ・ 徳島県困難な問題を抱える女性、DV相談等支援関係機関一覧の作成	・ 困難な問題を抱える女性等支援調整会議の開催：困難な問題を抱える女性やDV被害者支援に関する情報交換や協議等を行い、連携体制を強化 ・ DV被害者支援ネットワーク研修会の開催（中央・南部・西部こども女性相談センターで圏域ごとに実施） ・ 徳島県困難な問題を抱える女性、DV相談等支援関係機関一覧の作成
			青少年・こども家庭課	・ 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図った。 ・ DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修を実施した。	・ 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図る。 ・ DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施する。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
55	P19	○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 イ 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努めます。	県警少年女性安全対策課	児童生徒の健全育成に資するため、児童生徒の非行や問題行動、犯罪被害の未然防止並びに安全確保について、警察と学校が緊密に連携して効果的な対応を行った。	警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努める。
			青少年・こども家庭課	必要に応じ、警察や学校等関係機関と連携し、加害者である児童の再発防止に向けた支援を実施した。	必要に応じ、警察や学校等関係機関と連携し、加害者である児童の再発防止に向けた支援を実施する。
56	P20	○ 一時保護の実施 配偶者等による暴力（DV）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切に一時保護を実施します。	県警少年女性安全対策課	被害者や被害児童の安全確保を最優先とし、一時避難に係る措置として7件の事案について公費負担を行った。保護対象者の拡充を図るために、公費負担に関する通達を改正して、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の被害者等を追加した。また、警察が取り扱った児童虐待事案について、577人を児童相談所に通告した。	配偶者等による暴力（DV）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切にDV被害者等を公費負担による宿泊施設利用やシェルター等への一時避難、被害児童の一時保護を要請する。
			男女参画・人権課	配偶者等による暴力（DV）被害者等の一時保護を実施した。	引き続き、配偶者等による暴力（DV）被害者等の一時保護を実施する。
			青少年・こども家庭課	・子どもの安全を確保することを最優先に、必要があれば「緊急一時保護」を行った。 ・状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行った。	・子どもの安全を確保することを最優先に、必要があれば「緊急一時保護」を行う。 ・状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行う。
57	P20	○ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備 ア 地域において児童虐待の早期発見、早期対応を行えるよう体制整備を推進するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の関係機関や児童委員などに対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼びかけを行います。	青少年・こども家庭課	・認定こども園等での監査の際に適時通告の徹底について指導を行った。	・引き続き、認定こども園等での監査の際に適時通告の徹底について指導を行う。
58	P20	○ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備 イ 児童虐待の発見に資する教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。	青少年・こども家庭課	・とくしま子どもの虐待防止ガイドブックの見直しを進めた。 ・子どもの安全を確保することを最優先に、状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行った。	・引き続き、とくしま子どもの虐待防止ガイドブックの見直し、市町村に周知を行う。 ・子どもの安全を確保することを最優先に、状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行う。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
59	P20	○ 犯罪被害者等に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	県警犯罪被害者支援室	性犯罪被害については所轄署も伏せるなどプライバシーの保護に留意しつつ広報を行うなど個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。	犯罪被害者のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な広報を行う。
60	P20	(3) 安全の確保 ○ 犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等【再掲】 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう注意喚起を行います。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 等	個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するよう自ら努めるとともに関係者に適宜指導した。【1-(5)34再掲】	引き続き、個人情報を適切に管理するよう努めるとともに関係者に適宜指導する。【1-(5)34再掲】
61	P20	○ 二次被害を防止するための関係機関での配慮 犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、配慮に欠ける言動等により二次被害を受けることがないように、関係機関・団体の支援従事者に支援のあり方についての理解を促します。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課	関係機関・団体の支援従事者と共に支援に当たる機会などを捉えて、二次被害について話しあった。	二次被害に係る教養資料を作成し、周知を図る。
62	P22	○ 県営住宅への入居における特別の配慮等 犯罪被害者等への県営住宅の一時使用について、必要な措置を講じるとともに、住宅セーフティネット制度の周知を行います。	住宅課	犯罪被害者等が希望した場合には、県営住宅の一時使用を認める等の必要な措置を講じることとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数拡大に努めるなど住宅セーフティネット制度の周知を行った。	引き続き、犯罪被害者等が希望した場合には県営住宅の一時使用を認める等の必要な措置を講じることとともに、住宅セーフティネット制度の周知を行う。
63	P22	(4) 居住の安定 ○ 被害直後における居住場所の確保 犯罪被害者等が住宅での居住が困難な場合に緊急避難場所を提供する制度の適切な運用に努めます。 また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。	県警犯罪被害者支援室	本年度(4月~12月)はDVやストーカー事件などにおいて36件、20万8千500円の一時避難場所借料を支出した。ハウスクリーニング費用の公費負担は無かった。	部内の教養資料等により制度の周知の徹底を図るとともに、ホームページ、「被害者の手引」等により部外にも各種機会を利用して周知する。

	計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6年度の取組	令和7年度の取組予定
64	P23	(5)雇用の安定	<p>○ 事業主等の理解の増進 県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止等を図ります。 また、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」について、国や関係機関と連携しながら制度周知に努めます。</p>	労働雇用政策課	「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」について、県ホームページへの掲載を行うなど、国や関係機関と連携しながら制度周知に努めた。	引き続き、国や関係機関と連携しながら制度周知に努める。
65	P23		<p>○ 求職者の就職支援 徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組めます。</p>	労働雇用政策課	徳島県すだちくんハローワークにおいて、企業・求職者双方のニーズに応じたマッチングや企業訪問等を実施し、きめ細やかな職業相談や職業紹介に取り組んだ。	とくしまジョブステーションにおいて、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組む。

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6度の取組	令和7年度取組予定
66	P24	○ 「徳島県犯罪被害者等支援条例」に関する啓発事業の実施 県民や事業者など広く条例に関する普及啓発や二次被害、再被害についての理解を深めていただくためのシンポジウムを開催します。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者遺族講演会 (R6.7.22) ※主催：県警・徳島被害者支援センター ※会場：徳島グランヴィリオホテル ※概要：被害者遺族の想い 講演（演題：ながらスマホ運転は危険運転～あれから8年今も敬太と共に～／講師：則竹崇智氏） ※参加者数：約130名 <ul style="list-style-type: none"> ■「犯罪被害者週間」実施事業 (1)「犯罪被害者週間講演会」の開催 (R6.11.29) ※主催：県・県警・徳島被害者支援センター ※会場：徳島グランヴィリオホテル ※概要： <ul style="list-style-type: none"> ①講演（演題：犯罪被害者と隣人／講師：川名壮志氏（毎日新聞オピニオン編集部記者：初任地で佐世保小六女児同級生殺害事件に遭遇）） ②犯罪被害者支援ポスターコンクールの優秀作品の表彰及び展示 ※参加者数：約120名 (2)イオンモール徳島において「犯罪被害者支援広報・啓発キャンペーン」を実施 (R6.11.27) ※主催：徳島県犯罪被害者支援連絡協議会 (3)ハレルヤスイーツキッチン松茂本店に被害者支援コーナーを設置 ※主催：徳島被害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県・県警・徳島被害者支援センターが連携し、県民や支援関係者等を対象とした、二次被害の防止に資する講演会の開催や「犯罪被害者週間」における各種事業を実施する。
67	P24	○ 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）におけるイベント等を通じて、関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。			
68	P24	(1)県民等の理解の増進 ○ 犯罪被害者支援講演会の開催 犯罪被害者等の置かれている状況について、県民を対象とした理解を増進するための講演会を開催します。			
69	P25	○ 二次被害についての理解の増進 二次被害防止のため、犯罪被害者等に対して周囲がどのように接し、支えていくことができるのか、県民及び事業者に対して啓発を行います。			
70	P25	○ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施 関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。			

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和6度の取組	令和7年度取組予定
71	P24	○ 学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進 学校において、生命の大切さに関する教育、加害者にならないための教育等を推進します。 また、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。	人権教育課	・文部科学省による令和6年度「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」の委託を受け、県が主体となり、これまでの取組を更に深めるために、県内3ブロック（中部、南部、西部）で実施している小学校人権教育主事研修会において、公開授業を行い、授業展開例を示すこと等とおして普及に努めた。 ・令和6年度就学前人権教育研究大会において、「生命（いのち）の安全教育」を研究の柱として研究発表を行い、就学前の教職員への普及展開に努めた。	・文部科学省による令和7年度「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」の委託を受け、県が主体となり、中学校等人権教育主事研修会において、公開授業を行い、授業展開例を示すこと等とおして、更なる普及に努める。 ・県の幼稚園長会、小学校長会、中学校長会及び養護教諭研修会等、様々な機会を捉え、「生命（いのち）の安全教育」の資料を配付し、各校で実践してもらえよう周知を図る。
72	P25	○ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催 関係機関と連携し、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は徳島被害者支援センターと共に9校、1,199名の中高校生等に対し、「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。	引き続き年間10校程度は開催する。
73	P25	○ 犯罪被害者等支援の大学生の理解増進 犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等と連携し、大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進します。	消費者政策課	「被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。（R6.10.6開催・徳島被害者支援センターへの委託事業） ※会場：センチュリープラザホテル ※参加者数：15名 ※研修内容：被害者支援に関する講義・演習	大学生等を対象に、支援人材育成講座を開催（徳島被害者支援センターへの委託事業）
74	P25	○ 児童虐待防止のための広報・啓発の実施 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、街頭啓発やパネル展示、啓発行事を実施するなど、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう広報・啓発の取組を行います。	青少年・子ども家庭課	11月「児童虐待防止推進月間」において、 ・「秋のこどもまんなか月間」の取組として、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施 ・「あかちゃんが泣きやまない」動画の普及啓発カードの配布（市町村・小児科・産婦人科等） ・ヤングケアラー支援に関する研修会 ・大型商業施設の外観のライトアップ ・啓発パネル展の実施 ・啓発チラシ・グッズの配布 ・市町村広報紙への記事掲載 などを実施し、集中的な広報・啓発活動を展開した。	引き続き、11月「児童虐待防止推進月間」において、 ・大型商業施設の外観のライトアップ ・啓発パネル展の実施 ・啓発チラシ・グッズの配布 ・市町村広報紙への記事掲載 などを実施し、集中的な広報・啓発活動を展開する。
75	P25	○ インターネット上の誹謗中傷等への対応 犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働きかけます。	県警サイバー戦略推進課	インターネット上における誹謗中傷等の被害相談を受けた場合、関係機関（違法・有害情報相談センター等）の教示を行うとともに、被害者の処罰意思に基づき事件捜査を実施する。	引き続き、関係機関の教示と適切な事件捜査を実施する。